

三鷹市バリアフリー  
交通安全特定事業計画  
三鷹駅南口周辺地区

令和3年6月  
東京都公安委員会



**三鷹市バリアフリー基本構想における重点整備地区  
「三鷹駅南口周辺地区」の交通安全特定事業計画**

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」第3条（基本方針）及び第36条（交通安全特定事業の実施）に基づき、三鷹市バリアフリー基本構想に即して、三鷹駅南口周辺重点整備地区<sup>(注1)</sup>における交通安全特定事業計画を下記のとおり定める。

(注1) 三鷹市の基本構想では、三鷹駅周辺地区であるが、武蔵野市にも同一名称の重点整備地区があるため、本計画では三鷹駅南口周辺地区としている。

記

1 交通安全特定事業を実施する道路の区間（位置図参照）

道路の区間				生活関連施設	
No	路線	通称	区間	特定旅客施設	連絡する施設
1	一般都道 武蔵野調布線 (第121号)	三鷹通り	三鷹市上連雀1丁目1番先 から 三鷹市下連雀4丁目18番先 まで	J R 中央線 三鷹駅	
2	一般都道 恋ヶ窪新田三鷹線 (第134号)	連雀通り	三鷹市上連雀4丁目11番先 から 三鷹市上連雀4丁目10番先 まで		三鷹市芸術文化セ ンター
3	一般都道 恋ヶ窪新田三鷹線 (第134号)	連雀通り	三鷹市下連雀4丁目18番先 から 三鷹市下連雀1丁目10番先 まで		連雀コミュニティ・ センター
4	一般都道 武蔵野狛江線 (第114号)	吉祥寺通 り	三鷹市下連雀1丁目18番先 から 三鷹市下連雀1丁目10番先 まで		下連雀郵便局、井 の頭恩賜公園、市 立アニメーション美 術館
5	市道第130号線		三鷹市下連雀3丁目46番先 から 三鷹市下連雀3丁目46番先 まで		アトレヴィ三鷹
6	市道第15号線、 市道第517号線		三鷹市下連雀3丁目36番先 から 三鷹市下連雀3丁目43番先 まで		三鷹駅前郵便局
7	市道第130号線	中央通り	三鷹市下連雀3丁目35番先 から 三鷹市下連雀4丁目17番先 まで		三鷹市美術ギャラ リー、N・E・O CITY MITAKA、東急スト ア三鷹センター 店、三鷹消防署下 連雀出張所
8	市道第141号線	風の散歩 道	三鷹市下連雀3丁目24番先 から 三鷹市下連雀1丁目18番先 まで		有記記念公園、三 鷹市山本有記記念 館
9	市道第724号線		三鷹市下連雀3丁目41番先 から 三鷹市下連雀3丁目32番先 まで		産業プラザ、産業 プラザ駐車場

道路の区間				生活関連施設	
No	路線	通称	区間	特定旅客施設	連絡する施設
10	市道第 129 号線	さくら通り	三鷹市下連雀 3 丁目 44 番先 から 三鷹市下連雀 3 丁目 9 番先 まで	J R 中央線 三鷹駅	三平ストア三鷹店、 さくら通り駐車場、 三鷹駅前コミュニ ティ・センター（駅前 図書館）
11	市道第 129 号線	さくら通り	三鷹市下連雀 3 丁目 5 番先 から 三鷹市下連雀 4 丁目 1 番先 まで		
12	市道第 11 号線	本町通り	三鷹市下連雀 3 丁目 15 番先 から 三鷹市下連雀 3 丁目 16 番先 まで		三鷹駅前市政窓 口、三鷹駅前地区 公会堂（消費者活 動センター）、太宰 治文学サロン
13	市道第 11 号線	本町通り	三鷹市下連雀 3 丁目 17 番先 から 三鷹市下連雀 3 丁目 17 番先 まで		
14	市道第 139 号線	新道北通 り	三鷹市上連雀 2 丁目 5 番先 から 三鷹市上連雀 2 丁目 14 番先 まで		井之頭病院
15	市道第 86 号線		三鷹市下連雀 3 丁目 30 番先 から 三鷹市下連雀 3 丁目 11 番先 まで		
16	市道第 7 号線		三鷹市下連雀 3 丁目 6 番先 から 三鷹市下連雀 3 丁目 6 番先 まで		下連雀児童公園
17	市道第 6 号線、 市道第 129 号線	むらさき 橋通り	三鷹市下連雀 3 丁目 1 番先 から 三鷹市下連雀 4 丁目 2 番先 まで		
18	市道第 4 号線	平和通り	三鷹市下連雀 2 丁目 13 番先 から 三鷹市下連雀 2 丁目 13 番先 まで		
19	市道第 4 号線	平和通り	三鷹市下連雀 2 丁目 14 番先 から 三鷹市下連雀 2 丁目 14 番先 まで		みたか井心亭
20	市道第 1 号線		三鷹市下連雀 1 丁目 18 番先 から 三鷹市下連雀 1 丁目 12 番先 まで		第四小学校
21	市道第 139 号線	いずみ通 り	三鷹市下連雀 3 丁目 29 番先 から 三鷹市下連雀 1 丁目 15 番先 まで		
22	市道第 16 号線		三鷹市下連雀 4 丁目 14 番先 から 三鷹市下連雀 4 丁目 11 番先 まで		第三小学校

道路の区間				生活関連施設	
No	路線	通称	区間	特定旅客施設	連絡する施設
23	市道第 14 号線		三鷹市下連雀 3 丁目 31 番先 から 三鷹市下連雀 4 丁目 17 番先 まで	J R 中央線 三鷹駅	下連雀きたうら児童公園、市民協働センター(わくわくサポート三鷹)
24	市道第 552 号線	しろがね 通り	三鷹市下連雀 4 丁目 15 番先 から 三鷹市下連雀 4 丁目 15 番先 まで		下連雀地区公会堂 (下連雀複合施設)
25	市道第 166 号線 認定外道路		三鷹市下連雀 2 丁目 10 番先 から 三鷹市下連雀 2 丁目 10 番先 まで		むらさき児童公園、 下連雀むらさき地区 公会堂
26	市道第 143 号線	仲町通り	三鷹市下連雀 4 丁目 17 番先 から 三鷹市下連雀 1 丁目 12 番先 まで		東京国際大塚病院
27	市道第 839 号線		三鷹市下連雀 4 丁目 8 番先 から 三鷹市下連雀 4 丁目 8 番先 まで		
28	市道第 124 号線		三鷹市下連雀 4 丁目 6 番先 から 三鷹市下連雀 4 丁目 6 番先 まで		下連雀しらかば児童 公園

## 2 道路の区間ごとの交通安全特定事業の内容及び実施予定期間

### (1) 路線別

No	路線	事業内容	実施予定期間
1	一般都道武蔵野調布線 (第 121 号)	信号機の改良 (音響機能の整備)	令和 3 ~ 4 年度
3	一般都道恋ヶ窪新田三鷹線 (第 134 号)	信号機の改良 (音響機能の整備)	同上
4	一般都道武蔵野狛江線 (第 114 号)	信号機の改良 (音響機能の整備) 横断歩道の整備	同上
7	市道第 130 号線	信号機の改良 (音響機能の整備)	同上
9	市道第 724 号線	信号機の改良 (音響機能の整備) 横断歩道の整備	同上
17	市道第 6 号線、 市道第 129 号線	信号機の改良 (音響機能の整備)	同上

(2) 全路線共通

事業内容	実施予定期間
<p>1 道路標識及び道路標示の設置に関する事業</p> <p>(1) 道路標識の適切な補修 必要に応じて実施（道路標識の高輝度化は既に実施済）</p> <p>(2) 道路標示の適切な補修 必要に応じて実施（道路標示の高輝度化は既に実施済）</p> <p>(3) エスコートゾーンの整備（注2） 必要に応じて実施</p> <p>2 違法駐車行為の防止のための事業</p> <p>(1) 横断歩道及びバス停留所付近の違法駐車指導取締りの実施</p> <p>(2) 歩道及び視覚障害者誘導用ブロック上の自動二輪車等の違法駐車指導取締りの実施</p> <p>(3) 違法駐車行為の防止のための広報活動及び啓発活動の実施</p>	<p>令和3～4年度 (継続的に実施)</p>

(注2) 横断歩道であることを表示する道路標示であって、視覚障害者の誘導を行うための線状又は点状の突起を設けるもの。

3 その他交通安全特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項

(1) 関係機関との連携の強化

交通安全特定事業の実施に当たっては、相互の事業の進捗状況を確認するための関係機関との意見交換を行うとともに、定期的に事業の検討及び点検を行う。

(2) 周辺の交通規制等との整合性の確保

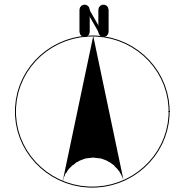
信号機の整備に当たっては、周辺の既設信号機及び横断歩道の位置を把握し、隣接信号機との系統制御を確保するとともに、歩行者の動線によっては信号機、横断歩道の移設等を検討する。

また、交通規制の実施に当たっては、周辺道路へ与える影響を常に調査し、交通流の整序化等が図られるよう、周辺の交通規制等について、必要な見直しを実施する。

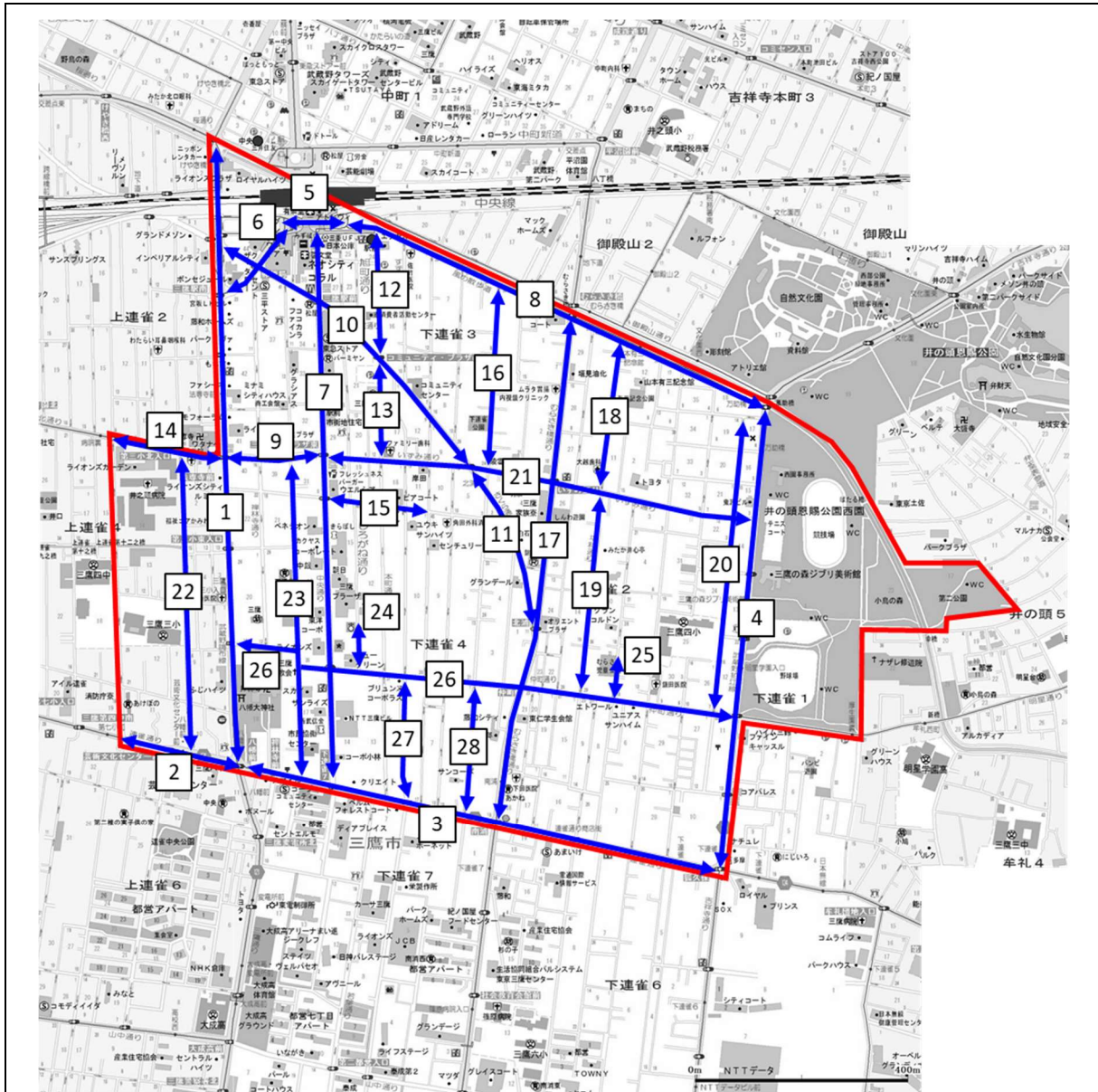
(3) 違法駐車行為の防止のための事業における配慮事項

違法駐車指導取締りに加え、違法駐車行為の防止に資する事業について、関係機関と連携して重点的かつ計画的に実施する。

# 位置図



区市町村名	三鷹市
重点整備地区名	三鷹駅南口周辺地区



地図調製 (株) 昭文社

< 凡例 >

- : 重点整備地区
- : 道路の区間 (生活関連経路)